

韮崎市育英奨学金（無利子）のご案内 （新規貸付者）

韮崎市では、大学や短大、各種専門学校等の在学学生と新たに進学される方々を対象に、奨学金を貸与しています。

成績優秀でありながら経済的理由により修学が困難な方に、在学中奨学金が貸与されます。

1. 貸与について

(1) 資格要件（全てに該当する方）

- ・大学、短大、専門職大学、専門学校等の学校に在学中又は進学する者（修業年限2年以上）
 - ・学業及び人物が優れ、健康である者
 - ・学資の支弁が困難である者
 - ・本人、保護者が出願時に1年以上、市内に住所を有し、かつ引き続き住所を有している者
- ただし、本人が大学等に在学するため、市内に住所を有していない場合は含まない。

(2) 貸付額 年額60万円（月額5万円）

(3) 貸付方法 年額を2回（前期4月下旬、後期10月下旬）に分けて貸付けます。

(4) 貸付期間 原則として決定時から在学する学校の最短修業年限の終期までの期間です。

(5) 奨学金の停止 休学した場合は奨学金を停止します。

(6) 次に該当した場合は、奨学金の貸付を取消します（取消した年度から返還していただきます。）

- ・奨学生の資格要件を欠くに至ったとき
- ・詐欺等による不正受領をしたとき
- ・奨学生を辞退したとき
- ・奨学生として適当でないとき

(7) 貸付人数

- ・奨学生選考委員会の審議を経て、予算の範囲内で決定します。

(8) 選考の目安

- ・生活保護最低生活費の2.5倍程度の所得とします。
- ※世帯員数4名の場合は世帯全員の年間総所得として500万円程度です。
- ※障がい者のいる世帯、ひとり親の世帯等、各世帯の状況も別途考慮します。

2. 返還について

(1) 返還期間

- ・貸付終了後6ヶ月経過後から10年以内で、貸付金額の1/40以上を半年賦で返還していただきます。（納期限 毎年6月末日、9月末日、12月末日、2月末日）
- ・無利子です。
- ・全額又は残額を一括返還することもできます。
- ・奨学金の目的外使用や奨学金の返還を怠ったときは、繰上返還命令を行います。

(2) 返還猶予

- ・大学院等へ進学、災害等により返還が困難なときは、奨学金の返還を猶予します。

(3) 返還免除

- ・大学等を卒業後市内に住所を有する場合や、本人が死亡又は重度の心身障がい等で返還不能な場合は、奨学金の一部または全額を免除します。

※申込方法については、裏面をご覧ください。

□申し込み、問い合わせ先

〒407-8501 韮崎市水神一丁目3番1号

韮崎市教育委員会 教育課 学校教育担当 TEL0551-45-7208

3. 申込方法

(1) 申込期間

- ・ 2月3日から2月28日までに、韮崎市教育委員会 学校教育担当へお申し込みください。

(2) 提出書類（6点）

① 韮崎市育英奨学金貸付願

② 奨学生推薦調書

③ 成績証明書（調査書でも可）

※②、③については、現在通学している学校に発行を依頼してください。

④ 世帯全員の住民票の写し

※市役所 1 階市民生活課窓口にて取得してください。

⑤ 市税等完納確認願

⑥ 世帯全員の最新年度の課税証明書（所得事項を含むもの）

※⑤、⑥については、市役所 1 階税務収納課にて取得してください。

なお、転入時期によっては、最新年度の課税証明書を前住所地の自治体で取得していた
場合があります。詳細につきましては、税務収納課窓口で確認してください。